

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	都市整備部 都市計画課	
件 名	住宅維持管理委託（除草）	
契 約 内 容	市営住宅敷地の除草業務	
契 約 期 間	平成29年7月3日から平成29年12月26日まで	
契 約 締 結 日	平成29年6月30日	
契 約 相 手 方	犬山市アメニティ協会	
契 約 金 額	534,600円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	○ 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 び 業者選定の理由	市営住宅の除草業務の委託をするにあたり、時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することが出来る見込みがあり、過去の実績もあるため、当該業者と随意契約の方法による契約を締結するもの。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 都市計画課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	都市整備部 整備課	
件 名	岩田公園用地維持管理業務委託	
契 約 内 容	岩田公園用地の除草及び竹等敷地管理	
契 約 期 間	平成２９年４月１１日から平成３０年３月２日	
契 約 締 結 日	平成２９年４月１０月	
契 約 相 手 方	犬山市アメニティ協会	
契 約 金 額	金５１４，０００円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第１６７条の２第１項	
	第１号	少額随契（１人による見積りとなった場合（契約規則第２４条の３第１項第１号及び第２号の規定による場合を除く））
	第２号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第３号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第５号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第６号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	○ 第７号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第８号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第９号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	本業務は、岩田公園用地の管理業務として住民からの苦情等も多く、行政との連絡管理体制が整い、現場を十分に把握しておりの確に状況判断した上で必要な人員を確保し、迅速に対応する必要がある。犬山市アメニティ協会は、この要件を満たしている上高齢者の活用を活かして、公共施設等環境管理等を行い、市内の快適な都市環境の創出を図ることを通じて、市民福祉の向上に寄与することを目的としている。また、その目的を達成するために施設管理の環境管理、花と緑のまちづくりの推進事業など公益性のある事業に特化して行っており営利を目的としていないため、一般事業者に比べ著しく安価に実施することが可能である。上記の観点から本業務を適切かつ確実に履行することが可能な事業者は犬山市アメニティ協会である。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 整備課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	都市整備部 整備課	
件 名	事業用地等維持管理業務委託	
契 約 内 容	事業用地等の除草作業 その他事業用地の維持管理及び美観上必要と認める作業	
契 約 期 間	平成２９年４月１２日から平成２９年１２月２６日	
契 約 締 結 日	平成２９年４月１０日	
契 約 相 手 方	犬山市アメニティ協会	
契 約 金 額	金４２６，０００円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第１６７条の２第１項	
	第１号	少額随契（１人による見積りとなった場合（契約規則第２４条の３第１項第１号及び第２号の規定による場合を除く））
	第２号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第３号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第５号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第６号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	○ 第７号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第８号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第９号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	本業務は、都市計画道路用地等の管理業務として住民からの苦情等も多く、行政との連絡管理体制が整い、現場を十分に把握しておりの確に状況判断した上で必要な人員を確保し、迅速に対応する必要がある。犬山市アメニティ協会は、この要件を満たしている上高齢者の活用を活かして、公共施設等環境管理等を行い、市内の快適な都市環境の創出を図ることを通じて、市民福祉の向上に寄与することを目的としている。また、その目的を達成するために施設管理の環境管理、花と緑のまちづくりの推進事業など公益性のある事業に特化して行っており営利を目的としていないため、一般事業者に比べ著しく安価に実施することが可能である。上記の観点から本業務を適切かつ確実に履行することが可能な事業者は犬山市アメニティ協会である。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 整備課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	都市整備部 整備課	
件 名	貯留施設ポンプ保守点検委託	
契 約 内 容	排水ポンプ点検一式	
契 約 期 間	平成29年4月25日から平成29年6月30日	
契 約 締 結 日	平成29年4月24日	
契 約 相 手 方	荏原商事株式会社中部支社	
契 約 金 額	140,400円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	○ 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	当該委託箇所は市道富岡荒井線の字野田地内に位置し、平成26年度設置した雨水貯留槽からの排水ポンプ設備である。この設備は、設置工事を施工した荏原商事株式会社製のポンプを使用しており、このポンプ設備に精通している同一業者に選定することで有利な価格で契約できる見込みがあるため随意契約するものとする。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 整備課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	都市整備部 土木管理課	
件 名	花と緑のあるまちづくり事業委託	
契 約 内 容	木曽川犬山緑地外 1 6 において、花の苗植付・管理に係る業務 花の苗植付、ボランティア団体への資材提供、水道メーターチェック	
契 約 期 間	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	
契 約 締 結 日	平成29年4月1日	
契 約 相 手 方	犬山市アメニティ協会	
契 約 金 額	2,827,980円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	第 1 号	少額随契（1 人による見積りとなった場合（契約規則第 2 4 条の 3 第 1 項第1号及び第 2 号の規定による場合を除く））
	第 2 号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第 3 号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	○ 第 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第 9 号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	犬山市アメニティ協会は、市内の快適な都市環境の創出を図り市民福祉の向上に寄与することを目的としており、その目的を達成するために公益性のある事業に特化し、営利を目的としていないため、一般事業者に比べ著しく安価に実施することが可能である。上記の観点より本業務を適切かつ確実に履行することが可能な犬山市アメニティ協会と随意契約を締結するもの。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 土木管理課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	都市整備部 土木管理課	
件 名	楽田駅東公衆便所清掃業務委託	
契 約 内 容	犬山市楽田駅東公衆便所のトイレ清掃作業に係る業務	
契 約 期 間	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	
契 約 締 結 日	平成29年4月1日	
契 約 相 手 方	犬山市アメニティ協会	
契 約 金 額	561,600円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	○ 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	犬山市アメニティ協会は、市内の快適な都市環境の創出を図り市民福祉の向上に寄与することを目的としており、その目的を達成するために公益性のある事業に特化し、営利を目的としていないため、一般事業者に比べ著しく安価に実施することが可能である。上記の観点より本業務を適切かつ確実に履行することが可能な犬山市アメニティ協会と随意契約を締結するもの。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 土木管理課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	都市整備部 土木管理課	
件 名	犬山駅昇降機保守点検業務委託	
契 約 内 容	犬山駅東西連絡橋昇降機を常時正常かつ良好な運転状態に維持するとともに、万一異常が生じた場合は、迅速かつ的確な処置を行う 犬山駅西エスカレーター、犬山駅東エスカレーター、犬山駅西エレベーター、犬山駅東エレベーターの保守点検に係る業務	
契 約 期 間	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	
契 約 締 結 日	平成29年4月1日	
契 約 相 手 方	愛知小型エレベーター製造株式会社	
契 約 金 額	1,233,792円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 び 業者選定の理由	昇降機の保守点検は、自社製品でないと行えないとする理由で例年一社を除き、指名業者が辞退する状態が続いている中で、外メーカーの昇降機でも細やかに保守点検を行うことのできる事業者と随意契約を締結するもの。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 土木管理課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	都市整備部 土木管理課	
件 名	犬山駅前広場モニュメント等保守点検業務委託	
契 約 内 容	犬山駅東からくり時計モニュメント及び犬山駅東からくり人形が正常且つ安全に機能するように保守点検、軽易補修を行い、万一異常が生じた場合は、迅速かつ的確な処置を行う	
契 約 期 間	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	
契 約 締 結 日	平成29年4月1日	
契 約 相 手 方	有限会社 玉屋	
契 約 金 額	453,600円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	業務内容にモニュメント内のからくり人形システムの保守点検等があるため、このシステムの特殊性から製作者と随意契約を締結するもの。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 土木管理課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	都市整備部 土木管理課	
件 名	犬山駅前広場維持管理業務委託	
契 約 内 容	犬山駅東西広場において、清掃、除草及び剪定等広場管理に係る業務 ごみ拾い、清掃、人力除草、低木剪定、アベリア剪定、花壇管理、 草・剪定枝及びごみ等処理	
契 約 期 間	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	
契 約 締 結 日	平成29年4月1日	
契 約 相 手 方	犬山市アメニティ協会	
契 約 金 額	3,715,200円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	○ 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	犬山市アメニティ協会は、市内の快適な都市環境の創出を図り市民福祉の向上に寄与することを目的としており、その目的を達成するために公益性のある事業に特化し、営利を目的としていないため、一般事業者に比べ著しく安価に実施することが可能である。上記の観点より本業務を適切かつ確実に履行することが可能な犬山市アメニティ協会と随意契約を締結するもの。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 土木管理課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	都市整備部 土木管理課	
件 名	犬山駅前広場噴水跡整備業務委託	
契 約 内 容	犬山駅前広場について、今後の維持管理のしやすさを考慮し、花のおもてなし等で魅力アップするリニューアルを行うことを目的とし、砕石埋戻しした東大噴水・西噴水スペース部に、みかげ石・玉砂利の敷設、花や低木植栽等により表面仕上げ等を実施	
契 約 期 間	平成29年6月9日から平成29年9月29日まで	
契 約 締 結 日	平成29年6月8日	
契 約 相 手 方	犬山市アメニティ協会	
契 約 金 額	1,620,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	○ 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	犬山市アメニティ協会は、市内の快適な都市環境の創出を図り市民福祉の向上に寄与することを目的としており、その目的を達成するために公益性のある事業に特化し、営利を目的としていないため、一般事業者に比べ著しく安価に実施することが可能である。上記の観点より本業務を適切かつ確実に履行することが可能な犬山市アメニティ協会と随意契約を締結するもの。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 土木管理課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	都市整備部 土木管理課	
件 名	犬山駅東西連絡橋消防設備及び電気設備保守点検業務委託	
契 約 内 容	犬山駅東西連絡橋消防設備保守点検作業に係る業務 犬山駅東西連絡橋電気設備保守点検作業に係る業務	
契 約 期 間	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	
契 約 締 結 日	平成29年4月1日	
契 約 相 手 方	名鉄ビルディング管理株式会社	
契 約 金 額	140,400円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	犬山駅東西連絡橋は市と名古屋鉄道㈱の共同管理物件であり、本委託の保守点検項目である自動火災報知器設備について、名鉄ビルディング管理㈱の管理施設内に受信盤が設置してあるため。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 土木管理課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	都市整備部 土木管理課	
件 名	公衆トイレ清掃管理業務委託	
契 約 内 容	中島池東公衆便所のトイレ清掃及びその周辺の清掃管理作業に係る業務	
契 約 期 間	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	
契 約 締 結 日	平成29年4月1日	
契 約 相 手 方	犬山市アメニティ協会	
契 約 金 額	708,480円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	○ 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	犬山市アメニティ協会は、市内の快適な都市環境の創出を図り市民福祉の向上に寄与することを目的としており、その目的を達成するために公益性のある事業に特化し、営利を目的としていないため、一般事業者に比べ著しく安価に実施することが可能である。上記の観点より本業務を適切かつ確実に履行することが可能な犬山市アメニティ協会と随意契約を締結するもの。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 土木管理課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	都市整備部 土木管理課	
件 名	高根洞工業団地水処理施設管理業務委託（その２）	
契 約 内 容	犬山市の所有する高根洞工業団地水処理施設による適正な水質の確保を目的とし、運転保守点検に係る各薬品の管理・補充、汚泥の処理・搬出業務	
契 約 期 間	平成29年4月18日から平成30年3月31日まで	
契 約 締 結 日	平成29年4月17日	
契 約 相 手 方	藤吉工業株式会社	
契 約 金 額	7,413,984円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	○ 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	「平成26年度高根洞工業団地水処理施設維持管理委託」長期継続契約に付随する薬品費及び汚泥処理費に係る委託であり、本契約の受注者が行うのが経費の軽減及び過去の実績も含め合理的であるため、随意契約の方法による契約を締結するもの。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 土木管理課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	都市整備部 土木管理課	
件 名	高根洞工業団地水処理施設管理業務委託（その２）	
契 約 内 容	犬山市の所有する高根洞工業団地水処理施設による適正な水質の確保を目的とし、運転保守点検に係る各薬品の管理・補充、汚泥の処理・搬出業務	
契 約 期 間	平成29年4月18日から平成30年3月31日まで	
契 約 締 結 日	平成29年4月17日	
契 約 相 手 方	藤吉工業株式会社	
契 約 金 額	7,413,984円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	○ 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	「平成26年度高根洞工業団地水処理施設維持管理委託」長期継続契約に付随する薬品費及び汚泥処理費に係る委託であり、本契約の受注者が行うのが経費の軽減及び過去の実績も含め合理的であるため、随意契約の方法による契約を締結するもの。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 土木管理課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	都市整備部 土木管理課	
件 名	都市公園等維持管理業務委託	
契 約 内 容	上坂公園外 9 の都市公園の維持管理作業に係る業務 トイレ清掃、ごみ拾い清掃、人力除草工、草刈工、芝刈り工、下草刈工、剪定工等	
契 約 期 間	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	
契 約 締 結 日	平成29年4月1日	
契 約 相 手 方	犬山市アメニティ協会	
契 約 金 額	6,355,260円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	○ 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	犬山市アメニティ協会は、市内の快適な都市環境の創出を図り市民福祉の向上に寄与することを目的としており、その目的を達成するために公益性のある事業に特化し、営利を目的としていないため、一般事業者に比べ著しく安価に実施することが可能である。上記の観点より本業務を適切かつ確実に履行することが可能な犬山市アメニティ協会と随意契約を締結するもの。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 土木管理課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	都市整備部 土木管理課	
件 名	都市公園等除草業務委託	
契 約 内 容	都市公園等の除草作業（年２回）に係る業務 高根洞工業団地緑地（株昭和冷蔵境界） 1 2 6 0 m ² 地産ちびっこ広場（法面・緑地） 2 4 8 m ² 桃山台西公園（フェンス外法面） 1 1 9 m ² 前原台西緑地（フェンス外法面） 1 2 5 m ²	
契 約 期 間	平成29年6月23日から平成29年11月30日まで	
契 約 締 結 日	平成29年6月22日	
契 約 相 手 方	犬山市アメニティ協会	
契 約 金 額	486,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	○ 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 び 業者選定の理由	犬山市アメニティ協会は、市内の快適な都市環境の創出を図り市民福祉の向上に寄与することを目的としており、その目的を達成するために公益性のある事業に特化し、営利を目的としていないため、一般事業者に比べ著しく安価に実施することが可能である。上記の観点より本業務を適切かつ確実に履行することが可能な犬山市アメニティ協会と随意契約を締結するもの。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 土木管理課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	都市整備部 土木管理課	
件 名	都市公園等内砂場細菌検査業務委託	
契 約 内 容	犬山市内 9 4 ヶ所の都市公園等内砂場砂採取による細菌検査に係る業務 大腸菌群検査・回虫卵検査 内訳 都市公園 5 6 検体 児童遊園 4 検体 ちびっこ広場 3 4 検体	
契 約 期 間	平成29年6月23日から平成29年9月29日まで	
契 約 締 結 日	平成29年6月22日	
契 約 相 手 方	一般社団法人 愛知県薬剤師会	
契 約 金 額	964,440円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 び 業者選定の理由	砂場細菌検査は特殊な検査方法を要するため、実施できる経験実績のある業者が限られてしまうことから、過去の事業報告内容と実績によりこの事業者と随意契約の方法による契約を締結するもの。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 土木管理課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	都市整備部 土木管理課	
件 名	土地改良施設清掃業務委託	
契 約 内 容	馬堤池地区外 4 の土地改良施設の除草、清掃工に係る業務	
契 約 期 間	平成29年4月14日から平成30年1月31日まで	
契 約 締 結 日	平成29年4月13日	
契 約 相 手 方	犬山市アメニティ協会	
契 約 金 額	481,680円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	第 1 号	少額随契（1 人による見積りとなった場合（契約規則第 2 4 条の 3 第 1 項第1号及び第 2 号の規定による場合を除く））
	第 2 号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第 3 号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	○ 第 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第 9 号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	犬山市アメニティ協会は、市内の快適な都市環境の創出を図り市民福祉の向上に寄与することを目的としており、その目的を達成するために公益性のある事業に特化し、営利を目的としていないため、一般事業者に比べ著しく安価に実施することが可能である。上記の観点より本業務を適切かつ確実に履行することが可能な犬山市アメニティ協会と随意契約を締結するもの。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 土木管理課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	都市整備部 土木管理課	
件 名	道路作業業務委託	
契 約 内 容	市内全域において、全路線の道路作業に係る業務 市道パトロール、道路清掃等	
契 約 期 間	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	
契 約 締 結 日	平成29年4月1日	
契 約 相 手 方	犬山市アメニティ協会	
契 約 金 額	8,760,960円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	○ 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	犬山市アメニティ協会は、市内の快適な都市環境の創出を図り市民福祉の向上に寄与することを目的としており、その目的を達成するために公益性のある事業に特化し、営利を目的としていないため、一般事業者に比べ著しく安価に実施することが可能である。上記の観点より本業務を適切かつ確実に履行することが可能な犬山市アメニティ協会と随意契約を締結するもの。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 土木管理課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	都市整備部 土木管理課	
件 名	道路植栽帯管理業務委託	
契 約 内 容	市道犬山公園小牧線外 1 9 において、除草及び剪定等植栽帯管理に係る業務 人力除草、低木剪定、中木剪定、高木下枝切、草及び剪定枝等処理	
契 約 期 間	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	
契 約 締 結 日	平成29年4月1日	
契 約 相 手 方	犬山市アメニティ協会	
契 約 金 額	12,200,760円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	第 1 号	少額随契（1 人による見積りとなった場合（契約規則第 2 4 条の 3 第 1 項第1号及び第 2 号の規定による場合を除く））
	第 2 号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第 3 号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	○ 第 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第 9 号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	犬山市アメニティ協会は、市内の快適な都市環境の創出を図り市民福祉の向上に寄与することを目的としており、その目的を達成するために公益性のある事業に特化し、営利を目的としていないため、一般事業者に比べ著しく安価に実施することが可能である。上記の観点より本業務を適切かつ確実に履行することが可能な犬山市アメニティ協会と随意契約を締結するもの。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 土木管理課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	都市整備部 土木管理課	
件 名	農村自然環境整備事業造成施設維持管理業務委託	
契 約 内 容	中島池ビオトープ施設の巡回、管理に係る業務	
契 約 期 間	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	
契 約 締 結 日	平成29年4月1日	
契 約 相 手 方	特定非営利活動法人 犬山里山学研究所	
契 約 金 額	896,400円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 び 業者選定の理由	県営農村自然環境整備事業により里山の野生生物種の保護並びに自然とのふれあいを主目的として造成されたビオトープ施設であり、その管理業務を委託する上で、受注者には犬山市の自然環境に対する広い知見が求められるため。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 土木管理課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	都市整備部 土木管理課	
件 名	杣・ゲート点検業務委託	
契 約 内 容	村田排水路外 7 の杣・ゲート点検作業に係る業務	
契 約 期 間	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	
契 約 締 結 日	平成29年4月1日	
契 約 相 手 方	犬山市アメニティ協会	
契 約 金 額	798, 120円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	第 1 号	少額随契（1 人による見積りとなった場合（契約規則第 2 4 条の 3 第 1 項第1号及び第 2 号の規定による場合を除く））
	第 2 号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第 3 号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	○ 第 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第 9 号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 び 業者選定の理由	犬山市アメニティ協会は、市内の快適な都市環境の創出を図り市民福祉の向上に寄与することを目的としており、その目的を達成するために公益性のある事業に特化し、営利を目的としていないため、一般事業者に比べ著しく安価に実施することが可能である。上記の観点より本業務を適切かつ確実に履行することが可能な犬山市アメニティ協会と随意契約を締結するもの。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 土木管理課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	都市整備部 水道課	
件 名	遠方監視装置機器プログラム設定業務委託	
契 約 内 容	犬山市水道課において水道施設の運転状態を監視できるよう、通信機器設定、監視用パソコンプログラム設定、試運転調整等を行なう業務	
契 約 期 間	平成29年5月31日から平成29年7月31日まで	
契 約 締 結 日	平成29年5月30日	
契 約 相 手 方	(株)ウォーターエージェンシー 名古屋営業所	
契 約 金 額	108,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 び 業者選定の理由	本業務を実施できるのは装置の製造メーカーのみであり、契約の性質が競争入札に適さないことから、装置製造メーカーと随意契約の方法による契約を締結するものである。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 水道課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	都市整備部 水道課	
件 名	水道メーター取替業務及び給水管漏水調査業務委託	
契 約 内 容	計量法検定満期8年を経過した量水器の取替及び給水管の漏水調査業務	
契 約 期 間	契約日から平成30年3月31日まで	
契 約 締 結 日	平成29年5月17日	
契 約 相 手 方	犬山市指定水道工事店協同組合	
契 約 金 額	単価契約（口径別取替単価、漏水調査単価） （予定総額 11,405,952円）	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	本業務は、検定満期となる水道メーターの交換を決められた期間内に漏れなく確実に実施する必要がある。 犬山市指定水道工事店協同組合は、市内に事業所を置いている複数の業者で構成されているため、交換の困難なケースや急な交換依頼に対しても相互に連携・情報交換を図ることで柔軟な対応が可能であり、業務を中断させることなく期間内に確実に実施することができる。さらに、交換対象となるメーターは年間約2,500～3,000件あり、これを同一単価で行うことができるスケールメリットもある。 これらのことから、当該業務は市内指定工事店で構成された唯一の同業組合である同組合が行うのが適当であり、契約の性質が競争入札に適さないため、随意契約の方法による契約を締結するものである。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 水道課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	都市整備部 水道課	
件 名	水道事業会計システム決算帳票作成支援業務委託	
契 約 内 容	水道事業会計システム決算帳票作成支援業務	
契 約 期 間	平成29年4月14日から平成29年5月20日まで	
契 約 締 結 日	平成29年4月14日	
契 約 相 手 方	株式会社フューチャーイン	
契 約 金 額	302,400円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 び 業者選定の理由	本業務を実施できるのはシステム開発業者のみであり、契約の性質が競争入札に適さないことから、システム開発業者と随意契約の方法による契約を締結するものである。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 水道課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	都市整備部 水道課	
件 名	水道料金等システムソフトウェア保守業務委託	
契 約 内 容	水道料金等システムソフトウェア保守業務	
契 約 期 間	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	
契 約 締 結 日	平成29年4月1日	
契 約 相 手 方	有限会社オザウェア	
契 約 金 額	424,100円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 び 業者選定の理由	本業務を実施できるのはシステム開発業者のみであり、契約の性質が競争入札に適さないことから、システム開発業者と随意契約の方法による契約を締結するものである。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 水道課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	都市整備部 水道課	
件 名	当番工事店待機業務委託	
契 約 内 容	平日午後5時15分以降及び土・日・祝祭日の待機業務（緊急工事を含む）	
契 約 期 間	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	
契 約 締 結 日	平成29年4月1日	
契 約 相 手 方	犬山市指定水道工事店協同組合	
契 約 金 額	平日夜間 4,620円/日 休日等 12,429円/日 (予定総額 2,662,425円)	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	本業務は、水道事故などの緊急工事に迅速な対応をとるため、時間外・休日における当番工事店を定めることを目的としている。 犬山市指定水道工事店協同組合は、市内に事業所を置いている複数の業者で構成されており、交替で当番を勤めることができ、水道事故など緊急を要する対応の必要がある際には距離的及び時間的に迅速に対応できる。さらに、災害時には当市と「災害時における応急給水及び復旧工事等の協力に関する協定書」を締結している。 これらのことから、当該業務は市内指定工事店で構成された唯一の同業組合である同組合が行うのが適当であり、契約の性質が競争入札に適さないため、随意契約の方法による契約を締結するものである。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 水道課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	都市整備部 水道課	
件 名	配水管路図・給水戸番図閲覧システム保守業務委託	
契 約 内 容	配水管路図・給水戸番図閲覧システム保守業務	
契 約 期 間	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	
契 約 締 結 日	平成29年4月1日	
契 約 相 手 方	フジ地中情報株式会社名古屋支店	
契 約 金 額	324,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 び 業者選定の理由	本業務を実施できるのはシステム開発業者のみであり、契約の性質が競争入札に適さないことから、システム開発業者と随意契約の方法による契約を締結するものである。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 水道課